

経済産業省

20250514 貿局第3号
輸出注意事項2025第13号
輸入注意事項2025第6号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年6月12日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部改正について

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(別紙)

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）

改 正 後	現 行
１ キンバリー・プロセス証明制度の参加国等 アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、エスワティニ、EU（欧州連合）、ガボン、ギニア、ガーナ、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、コートジボワール、日本、カザフスタン、キルギス、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マリ、モーリシャス、マレーシア、メキシコ、モザンビーク、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、カタール、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、英国、<u>ウズベキスタン</u>、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ、台湾	１ キンバリー・プロセス証明制度の参加国等 アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、エスワティニ、EU（欧州連合）、ガボン、ギニア、ガーナ、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、コートジボワール、日本、カザフスタン、キルギス、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マリ、モーリシャス、マレーシア、メキシコ、モザンビーク、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、カタール、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、英国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ、台湾